

# サポート要件と実施可能要件の重なりを解く ～裁判例の分析による類型化の試み～



辻本法律特許事務所 所長  
弁護士 弁理士 ニューヨーク州弁護士 辻本 希世士

## 第1 サポート要件と実施可能要件の一般論

### 1 はじめに

サポート要件（特許法36条6項1号）と実施可能要件（同36条4項1号）は、特許を受けるに際して必要な事項の開示を求めるものであり、要件を欠くと拒絶査定や無効審判の対象となる（同49条4号、同123条1項4号）。

この点、サポート要件は特許請求の範囲、実施可能要件は発明の詳細な説明の各記載を対象とするが、実務家の現場感覚としては、両者はしばしば「重なる」ものとして語られる。確かに、明細書に発明の内容が当業者に実施可能な程度に記載されていない場合には、明細書に記載がない範囲までクレームアップされていると評価されることがあるだろう。他方、明細書に記載がない範囲までクレームアップされている場合には、明細書の記載を参照してもクレームアップされた発明を実施できないと評価されることもあるだろう。両者が重なるものとして語られ、実際に、侵害訴訟や無効審判の現場において同時に主張され、同時に判断対象となる局面が多いのは、この意味で自然である。もっとも、両者は、それぞれ別の趣旨に基づき別の条項に規定されており、要件も異なる。裁判例を俯瞰しても、同一の不備を異なる名称で言い換えたものとして両者を扱っているとは考えられない。

そこで、本稿は、サポート要件と実施可能要件の一方ないし双方につき判示事項を含む複数の裁判例を素材として、両者の区別を明らかにした後、重なりがちになる理由を紐解くことを試みる。

### 2 区別に関する一般論

サポート要件と実施可能要件の区別は、知財高判平成29年2月2日<sup>1</sup>の以下の判示事項において、端的に説明されている。

1 平成27年(行ケ)第10249号等・裁判所ウェブサイト